- 3 浦和レッズの見解
 - (1) 本エントリー手続不備事案の事実経過
 - (a) 2021 年 6 月 20 日の浦和レッズ vs 湘南ベルマーレの試合において、浦和レッズは J リーグに対して、選手 1 名が J リーグ公式検査において「(コロナ)陰性判定」を得ていないものの、代表チームにおいて「(コロナ) 陰性判定」を受けていたため、この代表チームの「(コロナ)陰性判定」に基づきエントリー資格があることを確認する手続をとらなければなりませんでした。
 - (b) 浦和レッズはこの手続を失念したまま、本試合への当該選手のエントリー手続を進め、マッチコミッショナーも必要事項のチェックが漏れ、 当該選手が同試合に出場しました。
 - (2) 懲罰規程と浦和レッズに対する本エントリー手続不備に対する懲罰 7月1日付 「リーグ規律委員会による懲罰内容
 - ①譴責
 - ②懲罰基準 3-3「出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)」

に該当するとして本試合を「得点を3対0として試合を没収|する

(3) 当該選手の当時の状況

当該選手はJリーグの公式試合への「出場資格」はあるものの、本試合へエントリーする手続に欠けていた状況でした。

当該選手は、

- Jリーグの規約上「出場資格」ある選手だが、
- 浦和レッズが、代表チームにおける「(コロナ)陰性判定」結果に基づく エントリーに必要な手続を失念していたという点で、本試合にエントリ ーする手続に欠けていた選手であった、

ということになります。

よって、当該選手を本試合に出場させたことは、「懲罰基準 3-3 『出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)』」には該当せず、懲罰基準 3-7「チーム又は選手等によるその他の違反行為」として懲罰を科すべきものと考えます。

J リーグが浦和レッズに科した懲罰規程 3-3 に基づく「得点を 3 対 0 と して試合を没収 | との懲罰は、明らかな懲罰規程違反であると考えます。

(4) Jリーグ規約上の「出場資格」

J リーグ規約上の「出場資格」は、試合に出場できる要件という一般的な用語としては用いられておらず、次のとおり定められています。「出場資格」という用語は、懲罰にかかわるものであり、厳格に理解されなければなりません。

(a) リリーグ規約第48条第1項

「協会の『サッカー選手の登録と移籍等に関する規則』及び『プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則』に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第 100 条に定める J リーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有します。」

(b) 実施要項第9条第1項

「協会への選手登録を完了し、かつ J リーグ登録(J リーグ規約第 100 条に定めます。以下同じ)を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ

(5) 当該選手のJリーグ公式試合である本試合への「出場資格」

当該選手は、①JFA へ選手登録をしており、②J リーグ規約第 100 条に基づく J リーグ登録を行っており、J リーグ規約及び実施要項のいずれにおいても、「出場資格」を有する選手です。

(6) 試合実施要項上の「エントリー」

リーグ戦試合実施要項第 13 条に定められているエントリー手続きが求められる。

- (a) 本試合には、出場資格ある選手の全員がエントリーできるものではなく、実施要項第13条第3項に基づき、「(コロナ)陰性判定」を受けている選手だけがエントリーできるものである。
- (b) 「(コロナ)陰性判定」は、
 - Jリーグの公式検査
 - 代表チームにおける検査等

の 2 つがあり、「代表チームにおける検査等」については、事前に J リーグ 「エントリー資格認定委員会」による判断が必要とされている(試合実施 要項第 13 条の 2 第 1 項)。

(7) エントリー手続の不備の内容

浦和レッズは、6月20日の本試合前に、当該選手について6月12日に実施された代表活動時におけるコロナ検査の陰性判定に基づき、エントリー資格認定委員会の判断を求めることを失念していました。浦和レッズは、今後このような手続ミスがないように最大の注意を払うと同時に、この手続ミスに対する懲罰は受け入れます。

その後、浦和レッズは6月24日に当該選手についてエントリー資格認定 委員会から承認の判断を得ています。

(8) 規則の適用に関するまとめ

以上のとおり、当該選手は、JFA及びJリーグの規約並びに実施要項に基づき、Jリーグ公式戦である本試合への「出場資格」を有する選手であるため、浦和レッズに対しては、

懲罰基準 3-3「出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を 含む)」

による制裁を科すことはできず、浦和レッズが当該選手について追加での エントリー手続を失念していたことについては、

懲罰基準 3-7「チーム又は選手等によるその他の違反行為」 に基づき処分がなされるべきだと考えます。

(9) 規則の適用を誤ったために、懲罰基準 3-3「出場資格の無い選手の公式 試合への不正出場(未遂を含む)」をそのまま適用すると不合理な懲罰となる ため、J リーグ規律委員会は、次の表のとおり懲罰内容を変更した決定をしています。

懲罰規程 〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準		7月1日規律委員会決定	
出場させたもの	処分決定日から1ヶ月間の 出場停止	浦和レッズ	譴責(始末書提出)
出場した選手(本協会の 登録選手の場合のみ)	処分決定日から1ヶ月間の 出場停止	当該選手1名	処分せず
チーム	得点を3対0として負け試 合扱いとする(略)	浦和レッズ	得点を3対0として負け試 合扱い

懲罰基準 3-3「出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)」は、公式試合に出場するための JFA 及び J リーグへの登録自体がない選手を出場させたという重大な違反行為に対する制裁であるため、懲罰内容が重いものになっています。

「出場資格」はあるものの、エントリー手続不備である当該選手をエント リーしたという手続違反に懲罰基準 3-3 を適用すると懲罰が重すぎ不合理 な結果となるため、Jリーグ規律委員会は、

- 「出場させた者」についての懲罰内容を軽い内容に変更し、
- 「出場した選手」については懲罰せず、
- 「チーム」については、懲罰基準 3-3 をそのまま適用する、

という判断をされたと理解しています。

浦和レッズは、本エントリー手続違反について懲罰基準 3-7「チーム又は 選手等によるその他の違反行為 | に基づき「譴責 | の懲罰を受けることは受 け入れますが、懲罰基準 3-3 に基づく懲罰は規則の正しい適用から逸脱しているため、取り消しを求め CAS への提訴に至りました。

(10) 浦和レッズは、JFA、J リーグに対して、CAS の判断を待つことなく、規則に基づいた正しい決定に改めるように求めていきます。